

令和7年8月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月8日（金） 午後1時30分から午後2時18分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（10名）。
会 長 3番 有働憲一
会長代理者 7番 吉永 剛
委 員 2番 本山鉄雄 4番 荒木 豊 5番 武田祐誠 6番 牛島宣雄
8番 古郷明子 9番 田島たまみ 10番 中山和之 11番 石口秀明
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（1名）。
1番 猪口琢真
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（14名）。
西川 茂 高木茂佳 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 石原裕一 内田克昭
小池絵里 池上洋一 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩雄 徳永博之 大塚寛治
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（3名）。
井島繁利 福原栄司 柿原 健
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 その他
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。
事務局長 中山寛久
庶務係長 高木慎一郎
会計年度任用職員 中嶋康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局

1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。

まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和7年8月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中10名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」

今年は、非常に早く梅雨が明けました。8月になり暑い日が続いています。群馬県では、国内観測史上初の41度を超える気温が出ているようです。

この気象状況が、農作物の生育に影響が出なければいいかと心配しています。無事に今年の収穫ができることを願っています。

これからも暑い日が続きます。皆さん方も健康や事故に注意してお過ごしください。

本日は、8月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。

会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、8番古郷委員と9番田島委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が3件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページと2ページにてご確認ください。

申請地については、「3条位置図」にて併せてご確認ください。

所有権移転の整理番号1 玉名市の譲渡人から玉名市の譲受人へ（贈与）

所有権移転の整理番号2 福岡県福岡市の譲渡人から福岡県大牟田市の譲受人へ

(贈与)

所有権移転の整理番号3 玉名市の譲渡人から玉名市の譲受人へ (贈与)

まず、整理番号1について説明します。

この案件は、夫婦間での生前贈与となっています。譲受人は農業を営んでおられ、申請地では無花果を栽培されています。

事務局では現地確認を行い、農地が適切に管理されていることを確認しました。

次に、整理番号2について説明します。

この案件は、外国人が農地を取得される案件となります。

永住権の取得状況及び営農計画書を審査し、本人及び家族立ち合いのもと、現地確認を行いました。

取得される方は、現在大牟田市在住で、旅館業を営まれており、今回、宅地と併せて農地を取得され、3条許可後に和水町に移住される予定となっています。

栽培する作物については、自家消費分として、米や野菜を作付けされる計画となっています。農作業歴は、母国での従事も含め25年となっています。

最後に、整理番号3について説明します。

この案件は、親子間の生前贈与となっています。

譲渡人が高齢のため、娘である譲受人に生前贈与し、耕作は今までもおり継続されることとなっています。既に農業に従事されており、水稻及び野菜を作付けされています。

事務局にて現地確認を行い、農地は適切に管理されていることを確認しました。

これらの案件について、申請書に記載された内容及び現地確認等により審査しました結果、3条許可の審査基準である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、整理番号2については、現地確認をしていただいた小池推進委員の報告をお願いします。

小池推進委員

整理番号2について、推進委員の小池が報告します。

7月28日午後2時から、私と有働委員、事務局2名の計4名で本人及び家族の立ち合いのもと、現地確認を行いました。

申請地は、江栗地内の農地です。

空き家に付随した農地を今回4筆取得される予定のため、今後の耕作計画や転入の時期、永住権の取得状況等について説明を求めました。

本人は、大学時代に母国から日本に移り住んでおり、専攻も日本の文化を勉強されていたとのことで、日本語が上手でこちらの質問等に対しても受け答えができ、取得の経緯や事業計画の内容を確認することができました。

また、農作業の経験もあり、農地の管理等についてもすっかり理解されており、地域との調和なども問題ないと感じました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、整理番号2について現地確認をしていただいた、委員さんからの報告がありました。

議案第1号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働 無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

———— 全員挙手 ————

議長 有働 全員賛成です。
よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。
整理番号11については農業委員会の委員が関与され、議事参与の制限のある案件ですので、先に整理番号1から10及び12を審議します。
事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農用地利用集積等促進計画（案）について」
農用地の利用集積等促進計画（案）について、新規の賃貸借権設定の案件が、整理番号11を除き11件提出されております。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書の3ページと4ページにてご確認ください。
農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「中間管理事業推進法」といいます。）」第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件となります。
意見後につきましては、同法18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。
農地中間管理機構を介しての賃貸借権設定であり、この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。
整理番号11を除く議案第2号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働 ただ今、事務局からの説明がありました。
整理番号11を除く議案第2号について、何か質問等はありませんか。

———— 「異議なし」の声 ————

議長 有働 無いようですので、採決をします。
整理番号11を除く議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

———— 全員挙手 ————

議長 有働 全員賛成です。
よって、整理番号11を除く議案第2号については、原案のとおり承認することに決定しました。

つづきまして、議案第2号整理番号11について審議します。

この案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。「会議規則」第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本件に関与される関係委員の退室を求めます。

— 関係委員 退室 —

議長 有働 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号整理番号11について説明します。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書の4ページでご確認ください。

この案件につきましても、農地中間管理機構を介しての新規の賃貸借権設定となります。この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。

議案第2号整理番号11について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働 ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第2号整理番号11について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働 無いようですので、採決をします。
議案第2号整理番号11について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働 全員賛成です。
議案第2号整理番号11については、原案のとおり承認することに決定しました。
関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員 入室 ——

議長 有働 以上で、すべての議事は終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働 無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他

総会資料の5ページをご覧ください。

事務局から事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
なければ、閉会に移ります。

7 閉会

ご起立をお願いします。

これもちまして、令和7年8月和水町農業委員会総会を閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 8番 古郷 明子

署名委員 9番 田島 たまみ